

振込規定（新旧対比）

※変更箇所のみ表示しております。

改訂後	改訂前
<p>4. 振込通知の発信</p> <p>(1) (変更なし)</p> <p><u>(2) 前項の規定にかかわらず、営業日の窓口営業時間終了後または銀行休業日に振込機による振込の依頼を受けた場合には、次のとおり取扱います。</u></p> <p><u>①営業日の窓口営業時間終了後および銀行休業日の当行所定の時間内に受付けたときは依頼日の当日に、また、当行所定の時間外に受付けたときは、依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。</u></p> <p><u>ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。</u></p>	<p>4. 振込通知の発信</p> <p>(1) (変更なし)</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、依頼日の翌営業日に、振込通知を発信します。</p>